

令和8年度  
学校いじめの防止等基本方針

—いじめの未然防止と早期解決のために—

京都市立養正小学校

# 1 総則 ～「学校いじめの防止等基本方針」の策定～

## (1) 目的

『いじめ』の問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要な課題である。これまでも、関係機関や地域の力も積極的に取り込みながら、各地域や学校において、様々な取組が行われてきたものの、未だ『いじめ』を背景として、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している現状がある。

『いじめ』は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題であるという認識のもと、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学校・学級でも起こりうる」「いじめはすべての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものである」ととらえることが必要である。子どもを取り囲む大人一人一人がこのような認識をもち、『いじめ』から一人でも多くの子どもを救うために、それぞれの役割と責任を自覚して取組を進めていかななくてはならない。また、学校においても、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、今後も『いじめ』を許さない学校づくりを推進していかななくてはならない。

本方針は、子どもの尊厳を保持するという目的のもと、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条」「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年文部科学大臣決定）第 2－3（平成 29 年 3 月改定）」及び「京都市いじめの防止等に関する条例（平成 26 年条例第 16 号）第 10 条（平成 29 年 9 月改定）」に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的な方向や取組内容を策定するものである。

## (2) 基本理念

『いじめ』は、すべての子どもはもとより、その育成に携わるすべての者に関する問題である。いじめの防止等の対策に当たっては、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、次の掲げる 3 点を基本理念として、取組を継続的に推進していくことが重要である。

- ① すべての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え、社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的・積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

### (3) いじめの定義（「京都市いじめの防止等に関する条例」より）

『いじめ』とは、子どもに対して、当該子どもが在学する学校に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 委員会の設置

養正小学校 いじめ対策委員会（生徒指導ミーティング）

### (2) 委員会の構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭  
スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）・スクールカウンセラー（以下「SC」）  
＜必要に応じて次の教職員を招集する＞ ＊緊急対応の場合は、その限りではない  
当該学級担任・教務主任・人権教育主任・教育相談主任

### (3) 委員会の役割

#### ① 「学校いじめの防止等基本方針（いじめの防止等に関わる年間計画）」の作成

- ・基本方針に基づく取組や行動計画等の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信
- ・年間の取組についての見直し

#### ② 未然防止対策、早期発見に向けた取組

- ・未然防止を図る取組の年間計画の決定
- ・各学年児童の状況についての情報交換と課題の共有
- ・「いじめに関するアンケート」「いじめの対応に特化した研修」等の企画・実施
- ・児童面談や教育相談の時期・回数決定
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・いじめに関わる情報に対する指導や支援及び保護者との連携対応の確認
- ・未然防止を図る取組や基本方針に基づく取組の推進と進捗状況の確認

#### ③ 重大事態に対する判断と対応

- ・発見されたいじめ事案や重大事態への対応
- ・関係機関、専門機関との連携・対応
- ・児童や保護者、地域に対する意見聴取
- ・児童面談や教育相談の時期、相談窓口の集約

#### (4) 開催時期

定例委員会は、原則、毎週火曜日に開催（緊急対応の場合は、この限りではない）

#### (5) 児童・保護者への周知方法

- ・学級懇談会での学級担任による話
- ・にこにこ集会（全校集会）、人権学習（学級活動）等での児童への講話
- ・学校ニュース（学校だより）の憲法月間に関する記事
- ・ホームページへの「学校いじめの防止等基本方針」の掲載

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ① 授業改善

- ・学習規律の確立に努め、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点を意識した授業改善を図り、児童が安心して学べる授業を行う。
- ・京都市立小学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づき、すべての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・少人数指導やTT指導などの学習形態を積極的に取り入れ、個に応じた指導を推進するとともに、児童一人ひとりのよさを多面的に見取る。
- ・焦点化児童を設定し、焦点化児童に届く授業を展開することで、すべての児童に基礎・基本の定着を図る。

##### ② 人権教育・道徳教育

- ・月1回、各学年に応じた人権学習の時間を設け、人権意識を高める。
- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・コミュニケーション能力を高めるために、ソーシャルスキルの授業実践を継続する。
- ・外部講師によるインプロ（即興劇）授業を行い、信頼ベースの仲間づくりを進める。
- ・外部機関と連携し、非行防止教室や情報モラル教室等を実施する。

##### ③ 体験的な協働活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会など）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間では、地域諸団体との協働体験、障害のある人やお年寄りとの交流、福祉施設での仕事体験等、体験活動の充実を図る。

##### ④ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会が毎月の目標を考え、全校への提示・働きかけを行って規範意識を高める。
- ・11月の人権学習で「いじめ問題」を取り上げ、日常の関わりを見直す。

- ・異年齢集団での活動（ようせいタイム等）を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。

#### ⑤ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる書籍を図書室に配架する。
- ・いじめや命に関わる「コラム」等を「学校ニュース」「学級だより」に掲載する。
- ・非行防止教室、情報モラル教室の内容を保護者や他学年児童に広め、家庭や学級での話題にする。

#### ⑥ その他

- ・いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシート、心と体のアンケート、学校評価アンケート等を定期的に行い、結果を分析するとともに、教職員間で共有する。
- ・アンケートの結果分析では、PDCAサイクルでの見直しも行う。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

#### ① 情報の集約と共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動についての情報収集に努め、いじめに関わる情報については些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年会等を通じて全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開いて対応等を検討した後、全教職員で情報等を共有する。

#### ② 児童生徒に対する定期的な調査

##### ア アンケートの実施

- ・いじめに関するアンケート（記名式・全学年）、クラスマネジメントシート（4年以上）心と体のアンケートを実施し、いじめの早期発見に活用する。
- ・学校評価の児童アンケートにおいても「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

##### イ アンケート結果を踏まえた教育相談の実施及び組織的な対処

- ・アンケート実施後に「児童面談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・年間2回の「児童面談週間」以外にも、必要に応じて児童との個人面談を実施する。
- ・アンケートで気になる回答をしていた児童については、週1回の生徒指導ミーティングで共有するとともに、全教職員に周知し、見守りや声かけを強化する。

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

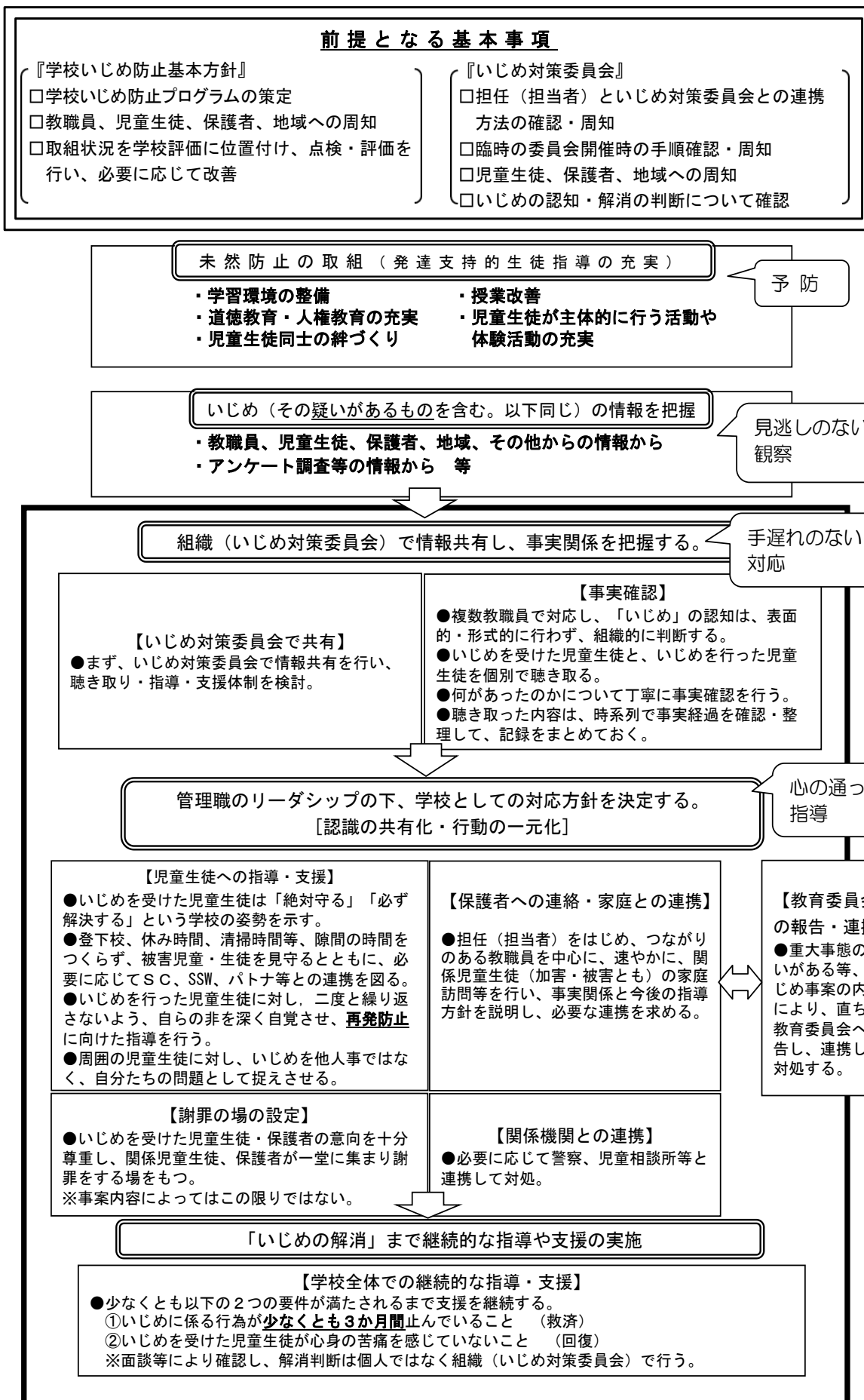
#### ① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への

指導、周りの児童の状況把握、教育委員をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



### ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・12月の人権学習では、スマートフォン、携帯ゲーム機の危険性及び問題行動との関連について学習し、児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」「情報モラル教室」の内容を、発達段階に応じ他学年の児童に周知する。
- ・インターネット、SNS、スマートフォンが絡んだ問題行動の事例等を取り上げ、情報モラルに関する校内研修を実施し、教職員がいわゆる‘ネットいじめ’やその対応策についての認識を深める。

### ④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた再発防止の取組

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が確実に止んでいることを確認するため、少なくとも3か月を目安として、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を注視し、その状況をいじめ対策委員会等で共有する。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する際には、いじめを受けた児童の言動等から心身の苦痛を感じていないことを現認するとともに、いじめを受けた児童やその保護者に対して、面談等により心身の苦痛を感じていないことを確認する。その確認をもとに、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
- ・いじめが解消している状態に至った後も、再発の可能性があることを踏まえ、全教職員でいじめを受けた児童・いじめを行った児童を日常的に注意深く観察する。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組（校内研修）

### ① 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、全教職員が未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等を共通理解できるように、校内研修の充実を図る。

### ② 研修の内容及び時期

- ・生徒指導研修会、生徒指導部会等において実施する。
- ・研修内容は、「『学校いじめの防止等基本方針』の周知・徹底」「教職員のいじめに対する意識向上に資する研修」「クラスマネジメントシートの集計結果の分析の仕方について」等とする。
- ・年間数回程度（今年度は5回を予定）の生徒指導研修を実施する。
- ・生徒指導のチェックリストを定期的に活用し、指導方法を見直す。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ① 保護者・地域への啓発

- ・学級懇談会や人権に関する授業参観・啓発懇談会において、いじめに関わるテーマを設定して保護者と話し合い、子どもを見守る立場にある周りの大人の人権意識を高める。
- ・いじめや命に関わる「コラム」等を「学校ニュース」「学級だより」「人権ニュース」に

掲載したり、授業参観の機会に非行防止教室や情報モラル教室を実施したりする。

- ・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの未然防止・早期発見には保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・様々な機会にいじめに関する情報提供などを適宜行い、学校運営協議会や地域諸団体との連携を深め、地域と共にいじめ問題について考え、その対応に取り組めるようにする。

## ② 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素から、SSW・SC及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態に至らないよう、いじめ事案を認知した場合には、早期かつ適切に問題の解決を図ることが基本である。そのために、まずは事案の内容や経過、事実関係等を的確に把握し、関係者が十分な情報共有を行う。その上で、子どもに寄り添った継続的な指導を進めたり、関係機関等を含めた組織的な対応を進めたりすることで、早期解決と再発防止に努める。

重大事態に至ったと判断した場合は、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生したことを市長に報告する。それとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生防止をするため、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。また、本校が調査主体となる場合には校内に組織を設け、質問票の使用等の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査に関わる事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

「いじめ防止対策推進法」の定めにより、重大事態は、

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- と、定義されているが、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

本校が調査の主体となる場合は、教育委員会の指導及び支援のもと、「いじめ対策委員会」を調査主体とし、次のような対応を速やかに行う。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| * 事実関係を明確にするための調査 | * 情報共有のための資料作成       |
| * 保護者への適切な情報提供    | * 京都市教育委員会への調査結果の報告  |
| * 調査結果を踏まえた適切な措置  | * 事態の再発防止に向けた取組の推進 等 |

また、京都市教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出

など、調査への協力を行う。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、下表の「年間計画」により実施する。「年間計画」では、以下の取組について、実施回数や時期を策定する。

- \* 「校内研修」                      \* 「いじめ防止等の対策を担う組織の会議」
- \* 「年間の取組の見直し（P D C Aサイクルの期間）」
- \* 「未然防止の取組（学年または全校での取組）」
- \* 「いじめに関するアンケート」「クラスマネジメントシート」  
「心と体のアンケート」
- \* 「児童面談・教育相談」                      \* 「保護者への啓発を目的とする取組」                      等

月	対策会議（生徒指導ミーティング等）の開催・ 教職員の資質能力 向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	生徒指導研修会① [年間方針・いじめの防止等基本方針・いじめ 防止プログラム等について] 生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 心と体のアンケート	学校・学級のきまりの確認 人権学習	前年度の子どもの状況や各種ア ンケート結果の引継 (2～6年) 第1回心と体のアンケート	授業参観① 学級懇談での啓発① [いじめ防止プログラムについて] 家庭訪問週間 PTA総会
5	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム インプロ学習 ようせいタイム(縦割り顔合わせ会) 縦割り遠足【1・2年】 非行防止教室【4年】 情報モラル教室【5年】 薬物乱用防止教室【6年】	第1回クラスマネジメントシート 【4～6年】 第1回いじめに関する アンケート(記名式) 【全学年】	家庭訪問週間 学校ニュースでの啓発 [憲法月間について] 学校運営協議会での説明 休日参観②
6	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導研修会② [学級経営方針・焦点化児童の交流] 生徒指導のチェックリスト	にこにこの日 人権学習 花背山の家【5年】 エンジョイスマイル(縦割り遊び)	児童面談週間(教育相談) 【全学年】	
7	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 企画委員会[いじめ防止プログラ ム等の確認・見直し①] PDCA	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム 若狭湾青少年自然の家【4年】 エンジョイスマイル	児童による学校評価	個人懇談会①
8	(夏季) 生徒指導研修会③ [生徒指導に関わる内容]	エンジョイスマイル		
9	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 心と体のアンケート	にこにこの日 人権学習 修学旅行【6年】 スマイル給食【縦割り給食】 エンジョイスマイル	第2回心と体のアンケート	授業参観③

10	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導チェックリスト	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム エンジョイスマイル 運動会(縦割りグループ) 縦割り遠足【1・2年】	第2回クラスマネジメントシート 【4～6年】	
11	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導研修会④ 〔学級経営、焦点化児童の交流・いじめアンケートの調査結果の情報共有〕	にこにこの日人権学習(いじめ) 学習発表会 エンジョイスマイル	第2回いじめに関するアンケート(記名式)【全学年】 児童面談週間【全学年】	学校運営協議会 〔前期学校評価の結果について〕 学校関係者評価
12	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 企画委員会〔いじめ防止プログラム等の確認・見直し②〕PDCA	にこにこの日 人権学習 インプロ学習 ハートフルタイム エンジョイスマイル		学校ニュースでの啓発 〔人権月間について〕 個人懇談会②
1	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 心と体のアンケート	にこにこの日 人権学習 エンジョイスマイル	児童による学校評価 第3回心と体のアンケート	(人権にかかわる)授業参観④ 〔道徳等の授業公開〕 学級懇談会での啓発②
2	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 〔年間の取組の振り返り〕 生徒指導研修会⑤〔年間反省学級経営、焦点化児童の交流〕 生徒指導チェックリスト	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム エンジョイスマイル		新1年半日入学・保護者説明会(家庭教育講座)
3	生徒指導ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 〔次年度に向けて〕 企画委員会〔いじめ防止プログラム等の確認・見直し③〕PDCA	にこにこの日 人権学習 ようせいタイム(6年生と楽しむ会) スマイル給食・エンジョイスマイル	次年度に向けて各種アンケート結果の集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存)	授業参観⑤・PTA総会 学級懇談会での啓発③ 学校運営協議会 〔後期学校評価の結果について〕 学校関係者評価

◎年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

◎取組についての解説

- \* 「にこにこの日」：人権にかかわる内容等を取り上げた全校集会【毎月 月初めに実施】
- \* 「ハートフルタイム」：具体的な事例をもとにソーシャルスキルの定着をめざす学習【全学年、年間5時間】
- \* 「インプロ学習」：即興表現・即興劇を中心に構成された信頼関係づくりをめざす学習【全学年、年間2時間】
- \* 「ようせいタイム」「エンジョイスマイル」：高学年をリーダーとする縦割り活動